

## 託送供給等約款以外の供給条件の認可及び再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について

### (趣旨)

令和3年2月10日付けで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に、託送供給等約款(以下「託送約款」という。)以外の供給条件の認可申請及び再生可能エネルギー電気卸供給約款(以下「再エネ卸約款」という。)以外の供給条件の承認申請があり、同日付けで、経済産業大臣から委員会に対し意見の求めがあったところ、これらの申請への委員会としての回答について御審議いただく。

### 1. 経緯

経済産業省は、本年1月の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額インバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられることから、一般送配電事業者に対し、インバランス精算金及び再エネ卸約款に基づく料金の支払いを猶予する措置を講じる手続き等をとるよう要請した。【参考資料3-1、3-2】

これらの要請を踏まえ、令和3年2月10日付けで、各一般送配電事業者から経済産業大臣宛に託送約款以外の供給条件の認可申請及び再エネ卸約款以外の供給条件の承認申請があり、それぞれ電気事業法第66条の11並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再エネ特措法」という。)第21条の規定に基づき、経済産業大臣から委員会に対し意見の求めがあった。【参考資料3-3、3-4】

### 2. 託送供給等特例認可申請の概要

(電気事業法第18条第2項ただし書きの規定による認可申請)【参考資料3-3】

申請者 一般送配電事業者10社

特例措置の内容(インバランス精算金の支払いの猶予)

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に、本認可を受けた一般送配電事業者へ、当該一般送配電事業者が所定する様式により適用申込書、支払計画書及び次の適用要件を満たす証明書類の提出があり、その適用要件を満たす場合には、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金及び給電指令時補給電力料金(令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたもの)を最大5回に分割して支払うことができることとする(その場合の5回目の支払期日は令和3年8月6日)。

<適用の要件>

イ 需要家保護

需要家の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要家への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)及び(ロ)の措置を行っていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)及び(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場(ベースロード取引および先渡取引を除きます。)における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約(卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。)の締結等を行なっていること。

契約者は、所管の官庁および本認可を受けた一般送配電事業者以外の一般送配電事業者に対し、本認可を受けた一般送配電事業者が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意すること。

### 3．再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請の概要

(再エネ特措法第18条第2項ただし書きの規定による承認申請)【参考資料3 - 4】

申請者 一般送配電事業者10社

特例措置の内容(再エネ卸約款に基づく料金の支払い猶予)

契約者から令和3年2月15日までに経済産業省を通じて、本承認を受けた一般送配電事業へ申し出があった場合には、再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金及び再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金の支払期日を、令和3年4月15日まで延長する。(令和3年2月15日以降、最初に支払期日を迎える料金に限る)

また、令和3年3月15日までに、本承認を受けた一般送配電事業者へ当該一般送配電事業者が所定する様式により適用申込書、支払計画書及び次の適用要件を満たす証明書類の提出があり、その適用要件を満たす場合には、再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金及び再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金を最大4回に分割して支払うことができることとする(その場合の4回目の支払期日は7月15日)。

<適用の要件>

上記2．に掲げる適用の要件と同じ

### 4．認可申請及び承認申請に係る意見について

本年1月の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額のインバランス精算金や再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては需要家にとっても大きな影響を与える場合があると考えられる。

こうしたことから、本申請の供給条件については、電気事業法等の該当条文に照らし、託送約款及び再エネ卸約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件として認可等して差し支えないものと考えられる。

これを踏まえ、案の1及び案の2のとおり、当委員会として、それぞれ認可等することに異存がない旨を回答することとしたい。

< 参考 1 > 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

（託送供給等約款）

第十八条

2 一般送配電事業者は、前項の認可を受けた託送供給等約款（第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は次条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）以外の供給条件により託送供給等を行つてはならない。ただし、その託送供給等約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により託送供給等を行うときは、この限りでない。

（委員会の意見の聴取）

第六十六条の十一 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

五 第十条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二十七条の十二において準用する場合を含む。）第十四条第二項（第二十七条の十二において準用する場合を含む。）第十八条第一項若しくは第二項ただし書、第二十八条の十四第一項、第二十八条の四十一第三項、第二十八条の四十六第一項、第二十八条の四十八、第九十九条第一項又は第九十九条の六第一項の認可をしようとするとき。

< 参考 2 > 電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

第 1

（12）第 18 条第 2 項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可

第 18 条第 2 項ただし書の託送供給等約款以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

託送供給等を行うに当たり、新たに建設する送電線に多額の費用を要する場合  
天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合  
広域的運営推進機関から電源入札等を実施した場合に必要となる補てん金を課された場合

< 参考 3 > 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）

（再生可能エネルギー電気卸供給約款）

第十八条

2 電気事業者は、前項の規定による届出をした再生可能エネルギー電気卸供給約款

以外の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行ってはならない。ただし、その再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により再生可能エネルギー電気卸供給を行うときは、この限りでない。

(意見の聴取)

第二十一条 経済産業大臣は、第十七条第二項、第十八条第三項若しくは第十九条第三項の規定による命令又は第十八条第二項ただし書の規定による承認をしようとする場合には、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会(以下この節において「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

( 案の 1 )

番 年 月 号 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給等約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和3年2月10日付け20210210資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給等約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存ありません。

( 案の 2 )

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和 3 年 2 月 1 0 日 付 け 2 0 2 1 0 2 1 0 資 第 1 1 号 により 貴 職 から 当 委 員 会 に 意 見 を 求 め ら れ た 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 電 気 卸 供 給 約 款 以 外 の 供 給 条 件 の 承 認 に つ い て は、 承 認 す る こ と に 異 存 あ り ま せ ン。

経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藪下 裕己 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精



算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 坂本 光弘 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎則 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。



# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

中部電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 水野 弘一 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

関西電力送配電株式会社  
代表取締役社長 土井 義宏 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い



に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

中国電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 松岡 秀夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

四国電力送配電株式会社  
取締役社長 横井 郁夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣渡 健 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精



算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 18 条第 2 項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が 2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3 月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1 月の電力取引に係る精算金）について、1 月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大 5 か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注 1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注 1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注 2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210128資電部第1号  
令和3年1月29日

沖縄電力株式会社  
代表取締役社長 本永 浩之 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部長 松山 泰浩

卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月29日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は66.91円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となる見通しです。

当省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額の供給力不足時の精

算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書に規定する「託送供給等約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する相談窓口と密接に連携することを要請いたします。

## 記

### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1.の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払い

に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藪下 裕己 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。



# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 坂本 光弘 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款  
に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎則 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

中部電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。



## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 水野 弘一 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

関西電力送配電株式会社  
代表取締役社長 土井 義宏 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

中国電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 松岡 秀夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。



そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

四国電力送配電株式会社  
取締役社長 横井 郁夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款  
に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣渡 健 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。



# 経済産業省

20210201 資省部第1号  
令和3年2月5日

沖縄電力株式会社  
代表取締役社長 本永 浩之 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対する申請がある場合であって、当該小売電気事業者が一定の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える各日程の最初の 1 か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1 月の卸電力市場価格を踏まえて最大 4 か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申請があった場合には要件に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に 1 か月間延長すること。要件の詳細については、当省と調整の上、定めること。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藪下 裕己 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 坂本 光弘 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。



そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子 禎則 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

中部電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役 社長執行役員 市川 弥生次 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。



そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

北陸電力送配電株式会社  
代表取締役社長 水野 弘一 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

関西電力送配電株式会社  
代表取締役社長 土井 義宏 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。



そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

中国電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 松岡 秀夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

四国電力送配電株式会社  
取締役社長 横井 郁夫 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。



そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣渡 健 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

# 経済産業省

20210208 資省部第1号  
令和3年2月8日

沖縄電力株式会社  
代表取締役社長 本永 浩之 殿

経済産業省資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部長 茂木 正

## 卸電力市場価格の急激な高騰に伴う再生可能エネルギー電気卸供給約款 に基づく料金の猶予について（要請）

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月（同月31日受渡し分まで）の卸電力市場（スポット市場）の月間平均価格は63.07円/kWhとなり、月間平均価格としては過去最高となりました。

経済産業省としては、これまで一般送配電事業者に対して供給力不足時等の精算金（インバランス料金）単価の上限を200円/kWhとする措置を要請するとともに、市場関連情報の公開、厳格な市場監視などの取組を行い、足下の卸電力市場価格は安定的に推移しているところです。

他方、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいるところ、卸電力市場価格の急激な高騰は、こうした需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。

新型コロナウイルス感染症の影響が未だ続く中、既に、1月分の電気料金の請求が順次始まっているところ、こうした市場環境においても、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点からは、更なる対応が必要と考えられます。

さらに、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられます。



そのため、1月29日には、「卸電力市場価格の急激な高騰に伴うインバランス精算金の猶予について（要請）」が発表され、小売電気事業者から申請がある場合であって、一定の要件を満たす場合、1月の電力取引に係る精算金について、最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とするべく、一般送配電事業者や小売電気事業者に対し、必要な措置を取ることを要請いたしました。

また、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在します。

これらの小売電気事業者は、卸電力市場において電力を調達しないことから、調達できないことに起因する供給力不足時の精算金を支払う必要はないと考えられます。他方で、再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられます。

このため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第18条第2項ただし書に規定する「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情がある場合」に該当すると考えられますので、こうした市場環境においても、小売電気事業者の調達手段の違いによる影響が直接需要家に及ぶことを回避し、需要家が安定的な電力供給サービスを継続的に享受できるようにする観点から、一般送配電事業者に対し、下記の必要な手続を取るとともに、下記の措置に係る小売電気事業者からの相談窓口を設置すること、及び当省に設置する窓口と密接に連携することを要請いたします。

なお、本要請に応じて、一般送配電事業者が経済産業省の承認を得て講じる上記の措置は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第19条に規定する禁止行為等には該当いたしません。

また、経済産業省では、今回の卸電力市場価格の急激な高騰について、本要請内容も踏まえ、FIT制度における費用負担や市場取引の在り方等の必要な制度的対応について、早急に検討を行います。

## 記

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

経済産業省

20210210 資 第 1 号

令和 3 年 2 月 1 0 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

託送供給等約款以外の供給条件の認可について

電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 6 6 条の 1 1 第 1 項第 5 号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第 1 8 条第 2 項ただし書に規定する託送供給等約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

# 託送供給等特例認可申請書

令和3年2月10日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

北ネ企第18号  
令和3年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中区〇〇〇番地  
北海道電力株式会社  
代表取締役 〇〇〇 裕

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 料金その他の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行っており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。



- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、

特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、

2)。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引, 先渡取引, 先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1.の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものがあります。

以 上

# 託送供給等特例認可申請書

(インバランス精算金の支払猶予に係る特別措置)

2021年2月10日

東北電力ネットワーク株式会社



# 託送供給等特例認可申請書

東北電NWNWサ企第33号  
2021年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号  
東北電力ネットワーク株式会社  
取締役社長 坂本 光

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 別 紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021年1月1日から2021年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適用

契約者から2021年2月15日から2021年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

#### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

##### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)お

よび(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が

契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支 払 回 数				支 払 期 日
2 回	3 回	4 回	5 回	
第 1 回	第 1 回	第 1 回	第 1 回	2021 年 4 月 5 日
第 2 回	第 2 回	第 2 回	第 2 回	2021 年 5 月 7 日
—	第 3 回	第 3 回	第 3 回	2021 年 6 月 11 日
—	—	第 4 回	第 4 回	2021 年 7 月 7 日
—	—	—	第 5 回	2021 年 8 月 6 日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法

- 的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（1964年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスグループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

（1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1） バランスグループに複数の者が所属する場合、全ての者

が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

#### (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

#### (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、2021年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上



# 託送供給等特例認可申請書

令和3年2月10日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

経料発 2 第35号  
令和3年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番地  
東京電力パワーグリッド株式会社  
代表取締役社長 金子

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続	供給	備考
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送供給等約款」といいます。当該託送供給等約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送供給等約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりいたします。

### 1 適用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送供給等約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

## 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を

有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行っていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの

補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。)といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- イ 託送供給等約款 54（解約等）(1)により解約となった場合
- ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれ

があると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送供給等約款によるものいたします。

別 添

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。



## 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

### (1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

### (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

(3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

# 託送供給等特例認可申請書

本 営 発 第 23 号  
2021年 2 月 10日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

名古屋市東区東新町 1 番 地

中部電力パワースタッフサービス株式会社

代表取締役社長執行役員 伊藤 生 次

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりです。		
	住 所	同 上		
	受 給 場 所	受電場所	同 上	
		供給場所	同 上	
供 給 電 力		同 上		
供 給 電 圧		同 上		
電 気 方 式 及 び 周 波 数		同 上		
料金その他の供給条件の内容		同 上		
供給開始年月日及び有効期間		同 上		

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021年1月1日から2021年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020年9月7日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）35（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

契約者から2021年2月15日から2021年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款58（解約等）(1)口のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(i)および(ii)の措置を行なっていること。ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(i)および(ii)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(iii)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の (イ) および (ロ) に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が (ハ) に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年

1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。)の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額(各回金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するもの)といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	2021年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	2021年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	2021年6月11日
—	—	第4回	第4回	2021年7月7日
—	—	—	第5回	2021年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金( (1) の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 58 (解約等) (1) により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由



(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・ 電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・ また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・ 市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、

先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日（月）から3月15日（月）までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものです。

以 上

# 託送供給等特例認可申請書

2021年2月10日

北陸電力送配電株式会社

## 託送供給等特例認可申請書

託サ第28号

2021年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿



電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の 相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給 場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021年1月1日から2021年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バラシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020年7月28日付け届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）34（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適用

契約者から2021年2月15日から2021年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款56（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

#### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

##### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定であることを周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

3 支払期日

(1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。



支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	2021年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	2021年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	2021年6月11日
—	—	第4回	第4回	2021年7月7日
—	—	—	第5回	2021年8月6日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超えていない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

- イ 託送約款 56（解約等）(1)により解約となった場合
- ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

#### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

##### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

##### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

###### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1） バランスンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2） 申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあつては、1.の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の

小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、2021年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以上

# 託送供給等特例認可申請書

2021年2月10日

関西電力送配電株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

関送企発 第 33 号

2021 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 11 号

関西電力送配電株式会社

代表取締役社長 土井 隆

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	供給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 別 紙

### 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適 用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

## 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給す

る上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行っていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引



いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。)の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支 払 回 数				支 払 期 日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切

- 手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産，再生，会社更生，特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け，または自ら申立てを行なった場合
  - ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき，当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合，当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合，当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり，当社の必要に応じて，契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については，託送約款によるものといたします。

## 別 添

### 託送供給等約款以外の供給条件による 託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

#### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

##### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

##### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

###### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1，2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要

家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。

(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重

要であるため、1.の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

# 託送供給等特例認可申請書

2021年2月10日

中国電力ネットワーク株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

企 託 サ 51 号  
2021 年 2 月 10 日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

広島市中区小町4番33号

中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所	同上	
		供給場所	同上	
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

託送供給等約款以外の供給条件の内容

2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（2021年1月1日から2021年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（2020年7月28日届出。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）（3）にかかわらず、次のとおりといたします。

1 適 用

契約者から2021年2月15日から2021年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）（1）ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

2 適用の要件

（1）契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の（イ）および（ロ）の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の（イ）および（ロ）の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の（ハ）の措置を行なっていること。

（イ）新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

（ロ）契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。



(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 2021年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（2021年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	2021年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	2021年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	2021年6月11日
—	—	第4回	第4回	2021年7月7日
—	—	—	第5回	2021年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金((1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54 (解約等) (1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

以上

## 別 添

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

#### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

##### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

##### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1） バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2） 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1.の申請を

し、当該申請が承認された場合には、当該バラシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

(2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

(3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、2021年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以上

# 託送供給等特例認可申請書

令和3年2月10日

四国電力送配電株式会社

# 託送供給等特例認可申請書

業制発令2第17号  
令和3年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

第 2 番 5 号

電 株 式

横 井 有

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金(令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。)の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額(各回の金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するもの)といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金((1)の支払期日を超えていない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日



目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54 (解約等) (1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランシンググループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
  - ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- （注1） バランシンググループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2） 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあつては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上

# 託送供給等特例認可申請書

契託制第34号  
令和3年2月10日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目  
九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣 渡

電気事業法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	
	住所	同上	
	受給場所	同上	
	受電場所 供給場所	同上	
供給電力		同上	
供給電圧		同上	
電気方式及び周波数		同上	
料金その他の供給条件の内容		同上	
供給開始年月日及び有効期間		同上	

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および契約者に係る給電指令時補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。ただし、特例発電バランシンググループに係る給電指令時補給電力料金は除きます。）について、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金の合計が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

## 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金および給電指令時補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ

め定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支 払 回 数				支 払 期 日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類



- する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- へ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

# 附 則

## 附 則

託送約款附則11（契約の要件等についての特別措置）の適用を受けている契約者が本供給条件の適用を受けるときは，託送約款11（契約の要件等についての特別措置）（16）口にかかわらず，本供給条件における接続対象計画差対応補給電力料金を負荷変動対応補給電力料金に，接続対象計画差対応余剰電力料金を負荷変動対応余剰電力料金にそれぞれ読み替えて適用いたします。

(添付書類)

## 電気事業法施行規則第20条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

(電気事業法施行規則第20条第1号)

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

## 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、以下の事情は電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

- ・ 電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること
- ・ また、今回の卸電力市場価格の急激な高騰に伴い、卸電力市場において電力を調達できず、今後、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者が存在し、ひいては、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられること

### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスグループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

#### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1，2）。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・ 市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。  
（注1） バランスグループに複数の者が所属する場合、全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を

決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がバランシンググループの代表契約者である場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランシンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

### (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

### (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以上

# 託送供給等特例認可申請書

令和3年2月10日

沖縄電力株式会社



## 託送供給等特例認可申請書

沖電送送統発第 23 号

令和 3 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

沖縄県浦  
沖 縄  
代表取  
社



電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考
供給の 相手方	氏名（名称）	別紙に記載のとおりであります。	—
	住所	同上	—
	受給場所	同上	—
	受電場所 供給場所	同上	—
供給電力		同上	—
供給電圧		同上	—
電気方式及び周波数		同上	—
料金その他の供給条件の内容		同上	—
供給開始年月日及び有効期間		同上	—

## 託送供給等約款以外の供給条件の内容

令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金（令和3年1月1日から令和3年1月31日を料金の算定期間とする料金をいいます。）について、託送供給等約款（令和2年7月14日付け20200619資第55号認可。以下「託送約款」といいます。当該託送約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の託送約款をいいます。）33（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

契約者から令和3年2月15日から令和3年3月15日の間に当社へ申し出があり、かつ、令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金が令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を上回る場合で、2（適用の要件）を満たすときに適用いたします。ただし、契約者が託送約款54（解約等）(1)ロのいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

また、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、代表契約者から当社へ申し出ることとし、当社の求めに応じ、原則として代表契約者を通じて、それぞれの契約者から適用申込書等を提出していただきます。

### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの託送供給等約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、1 接続供給契約における契約者を複数としている場合、すべての契約者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)

および(ロ)の措置を行っており、かつ、代表契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 代表契約者は、本供給条件の適用に際して、代表契約者以外の契約者に対し、接続対象計画差対応補給電力料金に関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、一定の電力を調達する契約の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 令和3年1月分の接続対象計画差対応補給電力料金（令和3年1月分の接続対象計画差対応余剰電力料金を差し引いたものとし、以下「この補給電力料金」といいます。）の支払回数は、上限を5回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を以下の第1回から第5回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの補給電力料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回のごとの金額の合計がこの補給電力料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するもの）といたします。

支払回数				支払期日
2回	3回	4回	5回	
第1回	第1回	第1回	第1回	令和3年4月5日
第2回	第2回	第2回	第2回	令和3年5月7日
—	第3回	第3回	第3回	令和3年6月11日
—	—	第4回	第4回	令和3年7月7日
—	—	—	第5回	令和3年8月6日

(2) 契約者が次のいずれかに該当する場合、当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(1)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 託送約款 54（解約等）(1)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法

- 的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 当社から支払いを行なう料金の充当

接続対象計画差対応余剰電力料金および当社が契約者と締結するその他契約にもとづき、当社が契約者に対して支払いを行なう料金がある場合、当社はこの補給電力料金に充当することがあります。この場合、当社は契約者へその旨を通知いたします。

#### 5 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。

## 別 添

### 託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

#### ○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

##### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から申請がある場合であって、当該小売電気事業者が

2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、3月に請求される需要バランスグループに係る精算金（1月の電力取引に係る精算金）について、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能とすること。

##### 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じて、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1） バランスグループに複数の者が所属する場合、全ての者

が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がバランスンググループの代表契約者である場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該バランスンググループに属する他の小売電気事業者に対して、精算金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を当該他の小売電気事業者に対して周知していること。

## （2）事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。

（注3）

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

（注3）事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## （3）事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の申請期間は、令和3年2月15日（月）から3月15日（月）までとし、その上で資源エネルギー庁と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、資源エネルギー庁と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、資源エネルギー庁と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から資源エネルギー庁に情報を提供し、資源エネルギー庁において公表する。

これを受け，電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき，託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上



経済産業省

20210210資第11号  
令和3年2月10日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第21条第1項の規定に基づき、別添の申請に係る同法第18条第2項ただし書に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

令和3年2月10日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

北ネ企第19号  
令和3年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

(ふりがな) さっぽろし ちゅうおうく おおどおりひがし  
いっちょうめ にばんち  
届出者 住 所 (〒060-0041)  
札幌市中央区大通東1丁目2番地

(ふりがな) ほっか だいひ やぶし  
氏 名 北海 株式会社 裕

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条  
第2項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款  
以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について，再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和2年3月17日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は，変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

#### 1 適 用

- (1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり，かつ，2（適用の要件）を満たす場合は，3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし，契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には，適用いたしません。

なお，適用にあたって，令和3年3月15日までに，契約者から当社所定の様式により適用申込書，支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は，3（支払期日）(1)を適用いたします。

#### 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には，次の要件を満たしていただきます。

イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、令和3年4月15日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	令和3年4月15日
第2回	第2回	第2回	令和3年5月17日
—	第3回	第3回	令和3年6月15日
—	—	第4回	令和3年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金((2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款 31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- へ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。



電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に  
関する特別措置法施行規則  
第 18 条第 1 項  
の規定に基づく添付書類

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による再生可能エネルギー  
電気卸供給を必要とする理由

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まで延長すること。

## 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

### (1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、  
1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。

(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日（月）から3月15日（月）までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以 上

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

(再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく料金の猶予に係る特別措置)

2021年2月10日

東北電力ネットワーク株式会社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

東北電NWNWサ受第1号

2021年2月10日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

届出者 住所 (ふりがな) せんだいし あおぼく ほんちょう  
いっちょうめ ななぼん いちごう  
(〒980 - 8551)  
仙台市青葉区本町一丁目7番1号

(ふりがな) とうほくでんりょくねつとわーくかぶしきがいしゃ  
とりしまりやくしゃちょう さかもと みつひろ

氏名 東北電力ネットワーク株式  
取締役社長 坂本 洋

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（2020年3月11日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）（3）にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適 用

- (1) 契約者から2021年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）（2）を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款31（解約等）（2）のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、2021年3月15日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）（1）を適用いたします。

#### 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

##### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合



は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行っており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行っており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロー

ド取引，先渡取引，先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。)の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は，所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し，当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を，2021年4月15日まで延長いたします。
- (2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし，以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は，上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし，支払回数ごとの料金を，以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお，支払回数ごとの料金は，それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は，その差額を第1回の料金に加算するものいたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	2021年4月15日
第2回	第2回	第2回	2021年5月17日
—	第3回	第3回	2021年6月15日
—	—	第4回	2021年7月15日

- (3) 契約者が次のいずれかに該当する場合，(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過し

ていない支払回数 of 料金に限ります。) の支払期日は、(1) または (2) にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から 7 日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款 31 (解約等) により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当

該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に2021年4月15日まで延長すること。

## 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

### (1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、1.の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

### (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年 1 月を含まない直近 2 会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年 1 月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注 3) 事業開始後、2 期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年 12 月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

### (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注 4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注 5)。

(注 4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注 5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、2021 年 2 月 15 日(月)から 3 月 15 日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以 上

再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

令和3年2月10日

東京電力パワーグリッド株式会社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

経電発 2 第 1 号

令和 3 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

(ふりがな) とうきょうとちよだくちさいわいちょういっちょうめいちばんさんごう

届出者 住 所 (〒100-8560)

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

(ふりがな) とうきょうでんりょくばわーぐりっどかぶしきがいしゃ

だいにりしまりやくしやう かねこ

氏 名 東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上



## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（平成28年12月27日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

(1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、令和3年3月15日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

(2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）(1)を適用いたします。

### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、令和3年4月15日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	令和3年4月15日
第2回	第2回	第2回	令和3年5月17日
—	第3回	第3回	令和3年6月15日
—	—	第4回	令和3年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款 31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による  
再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、これらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まで延長すること。

2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

(1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1, 2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
  - (注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)
  - (注2) 申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以上

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

本 営 発 第 24 号

2021年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶 山 弘 志 殿

届出者 (ふりがな) 住 所 なごやしひがしく (〒461-8680) 名古屋市東

(ふりがな) 氏 名 ちゅうぶでんりょくばわーぐ  
中部電力パワーグ

だいひょうとりしまりやく  
代 表 取 締 役  
しゃちょうしつこうやくいん  
社 長 執 行 役 員

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりです。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（2020年3月13日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適 用

(1) 契約者から2021年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、2021年3月15日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

(2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）(1)を適用いたします。

#### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を

満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の (イ) および (ロ) の措置を行なっていること。ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の (イ) および (ロ) の措置を行なっており、かつ、契約者が次の (ハ) の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の (イ) および (ロ) に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が (ハ) に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の 2021 年 1 月を含まない直近 2 会計年度のいずれの収支に



においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の 2021 年 1 月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が 2020 年 12 月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みません。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021 年 2 月 15 日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、2021 年 4 月 15 日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021 年 2 月 15 日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものと、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を 4 回として契約者と当社との協議によ

りあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	2021年4月15日
第2回	第2回	第2回	2021年5月17日
—	第3回	第3回	2021年6月15日
—	—	第4回	2021年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

- ハ 契約者が破産，再生，会社更生，特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け，または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め，その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり，当社の必要に応じて，契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については，再エネ卸約款によるものといたします。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する  
特別措置法施行規則第18条の規定に基づく添付書類

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第18条第1号)

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による  
再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第18条第1号)

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による  
再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定による承認申請

1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3. の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2. の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2. の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まですること。

2. 措置の要件

1. の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

(1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・ 市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。  
(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。



(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1.の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものです。

以上

## 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

2021年2月10日

北陸電力送配電株式会社

再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

託 第 29 号

2021 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

(ふりがな) とやまし うしじまちょう

届出者 住 所 (〒

富山市牛島

(ふりがな)

たいひ

氏 名 北

佐

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（2020年3月17日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適 用

(1) 契約者から2021年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、2021年3月15日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

(2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）(1)を適用いたします。

#### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

##### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

##### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(イ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行っていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、2021年4月15日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	2021年4月15日
第2回	第2回	第2回	2021年5月17日
—	第3回	第3回	2021年6月15日
—	—	第4回	2021年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

別 添

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に2021年4月15日まで延長すること。

#### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

##### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1，2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1.の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## （2）事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。（注3）

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

（注3）事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## （3）事業継続性要件

1.の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引（注4）以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること（注5）。

（注4）ベースロード取引及び先渡取引を除く。

（注5）卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、2021年2月15日（月）から3月15日（月）までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1.の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。



これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以上

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

2021年2月10日

関西電力送配電株式会社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

関送企発 第 34 号  
2021 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま  
さんちようめ ろくばん じゅうろくごう  
届出者 住 所 (〒530-0005)  
大阪市北区中之島 3 丁目 6 番 16 号  
(ふりがな) かんさいでんりよくそうはいで  
だいひょうとりしまりやくしゃ  
どい よしひろ  
氏 名 関西電力送配電株式会  
代表取締役社長 土

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条  
第 2 項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款  
以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日および実施期間	同上

## 別 紙

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について，再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和2年3月10日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は，変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

#### 1 適 用

(1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり，かつ，2（適用の要件）を満たす場合は，3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし，契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には，適用いたしません。

なお，適用にあたって，令和3年3月15日までに，契約者から当社所定の様式により適用申込書，支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下，「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

(2) 契約者から(1)の申し出があった場合は，3（支払期日）(1)を適用いたします。

#### 2 適用の要件

(1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には，次の要件を満たしていただきます。

## イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行っていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金のみに限ります。）の支払期日を、令和3年4月15日まで延長いたします。
- (2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金のみに限ります。）の支払期日を、令和3年4月15日まで延長いたします。

かえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。)の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額(各回金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。)といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	令和3年4月15日
第2回	第2回	第2回	令和3年5月17日
—	第3回	第3回	令和3年6月15日
—	—	第4回	令和3年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金((2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款 31 (解約等) により解約となった場合

- ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。



## 別 添

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条  
第2項ただし書の規定による承認申請

1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まで延長すること。

2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

(1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、  
1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日（月）から3月15日（月）までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以 上

再生可能エネルギー電気卸供給  
特例承認申請書

2021年2月10日

中国電力ネットワーク株式会社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

企 託 サ 52 号  
2021 年 2 月 10 日

経済産業大臣

梶山 弘志 殿

(ふりがな) ひろしまし なかく こまち  
よんぱん さんじゅうさんごう

届出者 住 所 (〒730-8702)  
広島市中区小町4番33号

(ふりがな) ちゅうごくでんりょくねっとわーくかぶしきがいしゃ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
まつおか ひでお

氏 名 中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 松岡 隆

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項  
ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条  
件の承認を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件	別紙に記載のとおりであります。
実 施 期 日 及 び 実 施 期 間	同 上

## 別 紙

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（2020年3月12日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）（3）にかかわらず、次のとおりといたします。

#### 1 適 用

- (1) 契約者から2021年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）（2）を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款31（解約等）（2）のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、2021年3月15日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）（1）を適用いたします。

#### 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

##### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

##### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事

業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の2021年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- (ロ) 契約者の2021年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が2020年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、2021年4月15日まで延長いたします。
- (2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（2021年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。



支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	2021年4月15日
第2回	第2回	第2回	2021年5月17日
—	第3回	第3回	2021年6月15日
—	—	第4回	2021年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金((2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。)の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款31(解約等)により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合

ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合

ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

(1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。

(2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

以 上

別 添

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による  
再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、これらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に2021年4月15日まで延長すること。

2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

(1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1，2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあつては、1.の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## （2）事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。（注3）

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

（注3）事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## （3）事業継続性要件

1.の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引（注4）以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること（注5）。

（注4）ベースロード取引及び先渡取引を除く。

（注5）卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、2021年2月15日（月）から3月15日（月）までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1.の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当

省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以 上

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

令和3年2月10日

四国電力送配電株式会社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

業制発令 2 第 18 号  
令和 3 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

(ふりがな) たかまつし まるのうち  
届出者 住所 (〒760-8610 )  
高松市丸の内 2 番 5 号

(ふりがな)  いでんかぶしきか  
氏名  う よこいいくお  
電 株 式  
横 井 郁

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について、再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和2年3月11日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は、変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず、次のとおりといたします。

### 1 適用

- (1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり、かつ、2（適用の要件）を満たす場合は、3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし、契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には、適用いたしません。

なお、適用にあたって、令和3年3月15日までに、契約者から当社所定の様式により適用申込書、支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下、「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は、3（支払期日）(1)を適用いたします。

### 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には、次の要件を満たしていただきます。

#### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

- (イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。
- (ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

- (イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

- (ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。
- (ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

- (2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

- (1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、令和3年4月15日まで延長いたします。
- (2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回の金額の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	令和3年4月15日
第2回	第2回	第2回	令和3年5月17日
—	第3回	第3回	令和3年6月15日
—	—	第4回	令和3年7月15日

- (3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。



- イ 再エネ卸約款 31（解約等）により解約となった場合
- ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まで延長すること。

### 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

#### (1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1、2）。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じ

て、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

- ・ 市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がさらに別の小売業者に卸供給を行う場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

## (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

## 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以上

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

契託制第35号  
令和3年2月10日

経済産業大臣 梶山弘志 殿

(ふりがな) ふくおかしちゅうおうくわたなべおりにちようめいちばんはちじゅうごう  
届出者 住所 (〒810-8705)  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

(ふりがな) きゅうしゅうでんりよくそうはいでんかぶしきがいしゃ  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
ひろわたり たけし  
氏名 九州電力送配電株式会社  
代表取締役社長 廣 渡

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について，再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和2年3月19日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は，変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず，次のとおりいたします。

### 1 適 用

- (1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり，かつ，2（適用の要件）を満たす場合は，3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし，契約者が再エネ卸約款31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には，適用いたしません。

なお，適用にあたって，令和3年3月15日までに，契約者から当社所定の様式により適用申込書，支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は，3（支払期日）(1)を適用いたします。

### 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には，次の要件を満たしていただきます。

## イ 需要者保護

需要者の求めに応じ、今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として、契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし、契約者が、他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は、契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており、かつ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

## ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、卸電力市場（ベースロード取引および先渡取引を除きます。）における売買取引以外の方法により一定の電力を調達する契約（卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引またはこれに準ずる取引を含みます。）の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を、令和3年4月15日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降、最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし、以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は、上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし、支払回数ごとの料金を、

以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお、支払回数ごとの料金は、それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回のお金の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は、その差額を第1回の料金に加算するものといたします。）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	令和3年4月15日
第2回	第2回	第2回	令和3年5月17日
—	第3回	第3回	令和3年6月15日
—	—	第4回	令和3年7月15日

- (3) 契約者が次のいずれかに該当する場合、(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は、(1)または(2)にかかわらず、契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし、契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合



- ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
- ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- へ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

(添付書類)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に  
関する特別措置法施行規則第18条の規定に基づく  
添付書類

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別  
措置法施行規則第18条第1号)

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による  
再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法  
施行規則第18条第1号)

再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による  
再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

## 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、卸電力市場ではなく、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、一時的にそれまでの価格水準と比べて高額な供給力不足時の精算金を支払うことが必要となる小売電気事業者と同様に、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

#### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金

について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日まで延長すること。

## 2. 措置の要件

1.の措置は、以下の(1)から(3)までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

### (1) 需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること(注1, 2)。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・ 市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

(注1) 再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。  
(事業廃止を決定している者等は含まない。)

(注2) 申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、1.の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

### (2) 事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。(注3)

- ・ 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

- ・ 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

(注3) 事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を計上していない、又は売上が改善していることとする。

### (3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間、卸電力市場における売買取引(注4)以外の方法により一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること(注5)。

(注4) ベースロード取引及び先渡取引を除く。

(注5) 卸電力市場における売買取引のみにより電力を調達している事業者から電力を調達する契約を除き、ベースロード取引、先渡取引、先物取引又はこれに準ずる取引を含む。

### 3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は、令和3年2月15日(月)から3月15日(月)までとして、その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし、審査に際して必要な提出書類の様式についても、当省と調整の上、別途定めること。

また、申請に係る審査については、当省と協議しながら実施すること。

なお、本措置を通じ、需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため、1. の申請が承認された小売電気事業者名については、一般送配電事業者から当省に情報を提供し、当省において公表する。

これを受け、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき、再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以上

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

令和3年2月10日

沖 縄 電 力 株 式 会 社

# 再生可能エネルギー電気卸供給特例承認申請書

沖電送送統発第 24 号

令和 3 年 2 月 10 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

届出者 住 所 (〒901-2

(おきなわけんうらそえ

沖縄県浦添市牧港

(おきなわでんり

氏 名 沖縄

代表取締役社

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上



## 別 紙

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件の内容

再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）について，再生可能エネルギー電気卸供給約款（令和2年3月11日届出。以下「再エネ卸約款」といいます。当該再エネ卸約款が届出により変更された場合は，変更後の再エネ卸約款をいいます。）19（支払義務の発生および支払期日）(3)にかかわらず，次のとおりといたします。

#### 1 適 用

- (1) 契約者から令和3年2月15日までに所管の官庁を通じて当社へ申し出があり，かつ，2（適用の要件）を満たす場合は，3（支払期日）(2)を適用いたします。ただし，契約者が再エネ卸約款 31（解約等）(2)のいずれかに該当する場合には，適用いたしません。

なお，適用にあたって，令和3年3月15日までに，契約者から当社所定の様式により適用申込書，支払計画書および2（適用の要件）を満たすことを証明する書類（以下，「適用申込書等」といいます。）を提出していただきます。

- (2) 契約者から(1)の申し出があった場合は，3（支払期日）(1)を適用いたします。

#### 2 適用の要件

- (1) 契約者がこの再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）の適用を希望される場合には，次の要件を満たしていただきます。

##### イ 需要者保護

需要者の求めに応じ，今般の卸市場価格の急激な高騰にともなう需要者への柔軟な対応として，契約者が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっていること。

ただし，契約者が，他の小売電気事業者に卸供給を行なっている場合は，契約者およびすべての他の小売電気事業者（事業廃止を決定している契約者を除きます。）が次の(イ)および(ロ)の措置を行なっており，か

つ、契約者が次の(ハ)の措置を行なっていること。

(イ) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、電気料金の支払いが困難な需要者の求めに応じて、契約者が電気料金の支払猶予等柔軟な対応を行なっており、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ロ) 契約者が市場連動型の電気料金メニューを提供している場合、需要者に対して、電気料金の支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行ない、その旨を契約者のホームページ、料金明細等で周知していること。

(ハ) 契約者は、本供給条件の適用に際して、他の小売電気事業者に対し、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

#### ロ 事業健全性

契約者が次の(イ)および(ロ)に該当せず、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

ただし、契約者に2会計年度以上の財務諸表がない場合は、契約者が(ハ)に該当し、需要者に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。

(イ) 契約者の令和3年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。

(ロ) 契約者の令和3年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益および純利益額が前年度および前々年度に比べて悪化していること。

(ハ) 契約者が令和2年12月までの収支において、断続的に赤字を計上していないこと、または、売上が改善していること。

#### ハ 事業継続性

本供給条件の適用を受けている期間において、一定の電力を調達する契約の締結等を行なっていること。

(2) 契約者は、所管の官庁および当社以外の一般送配電事業者に対し、当社が契約者から提出された適用申込書等を提供することおよび本供給条件を適用した契約者の名称を提供することに同意していただきます。

### 3 支払期日

(1) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金に限ります。）の支払期日を，令和3年4月15日まで延長いたします。

(2) 再生可能エネルギー電気特定卸供給に係る料金および再生可能エネルギー電気任意卸供給に係る料金（令和3年2月15日以降，最初に支払期日をむかえる料金を合計したものとし，以下「この卸供給に係る料金」といいます。）の支払回数は，上限を4回として契約者と当社との協議によりあらかじめ定めることとし，支払回数ごとの料金を，以下の第1回から第4回の支払期日までに支払っていただきます。

なお，支払回数ごとの料金は，それぞれこの卸供給に係る料金を契約者と当社との協議により定めた支払回数で除してえた金額（各回のお金の合計がこの卸供給に係る料金に満たない場合は，その差額を第1回の料金に加算するもの）といたします。

支払回数			支払期日
2回	3回	4回	
第1回	第1回	第1回	令和3年4月15日
第2回	第2回	第2回	令和3年5月17日
—	第3回	第3回	令和3年6月15日
—	—	第4回	令和3年7月15日

(3) 契約者が次のいずれかに該当する場合，(1)の料金または(2)における当社への支払いがなされていない支払回数の料金（(2)の支払期日を超過していない支払回数の料金に限ります。）の支払期日は，(1)または(2)にかかわらず，契約者が次のいずれかに該当することとなった日といたします。ただし，契約者が次のいずれかに該当することとなった日が支払義務発生日から7日を経過していない料金については，支払義務発生日の翌日から起算して7日目を支払期日といたします。

イ 再エネ卸約款31（解約等）により解約となった場合

ロ 契約者が振り出し，もしくは引き受けた手形または振り出した小切手

- について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
- ハ 契約者が破産、再生、会社更生、特別清算もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受け、または自ら申立てを行なった場合
  - ニ 契約者が強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
  - ホ 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
  - ヘ その他の理由で契約者に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認め、その旨を当社が契約者に通知した場合

#### 4 その他協議事項

- (1) 本供給条件の実施にあたり、当社の必要に応じて、契約者と当社との間で覚書を作成することがあります。
- (2) 本供給条件に定めのない事項については、再エネ卸約款によるものといたします。

## 別 添

### 再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件による 再生可能エネルギー電気卸供給を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、本年1月の卸電力市場（スポット市場のシステムプライス）の月間平均価格は1キロワット時につき63円07銭となり、月間平均価格としては過去最高となりました。

こうした状況に至る経緯を踏まえ、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長から、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う現下の経済状況においては、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられ、加えて、電気の需要家に対して、市場連動型メニューを提供する小売電気事業者の中には、その供給する電気を、再生可能エネルギー電気卸供給を利用し、調達している事業者も存在し、当該料金は、すべて卸電力市場価格連動であることから、これらの小売電気事業者は、今後、1月の高騰した卸電力市場価格と連動した、それまでの価格水準と比べて高額な再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金を支払うことが必要となり、ひいては、それらの小売電気事業者と契約する需要家にとっても大きな影響がある場合も考えられるため、本事象は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第180号）第18条第2項ただし書の「再生可能エネルギー電気卸供給約款により難い特別の事情」に該当すると考えられることから、下記の必要な手続きを取るよう要請がありました。

#### ○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定による承認申請

##### 1. 講ずべき措置の内容

小売電気事業者から当該承認が行われた日の翌営業日までに経済産業省に対して申入れがある場合であって、3.の申請期間中に申請があったときに、当該小売電気事業者が2.の要件を満たす場合、当該小売電気事業者が、当該承認が行われた日の翌営業日以降に支払期日を迎える最初の1か月分の再生可能エネルギー電気卸供給に係る料金について、その支払期日を、1月の卸電力市場価格の推移を踏まえて最大4か月間にわたり延長し、当該期間内で原則均等に分割して支払うことを可能とすること。

なお、小売電気事業者から上記申入れがあった場合には2.の措置に係

る審査を実施するため、要件を満たしているかどうかにかかわらず、その支払期日を一律に令和3年4月15日（木）まで延長すること。

## 2. 措置の要件

1. の措置は、以下の（1）から（3）までの全ての要件を満たしている小売電気事業者を対象とする。

### （1）需要家保護要件

需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う以下の需要家への柔軟な対応を行っていること（注1，2）。

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払いが困難な需要家の求めに応じて、支払いの猶予などの柔軟な対応を行っており、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。
- ・市場連動型の電力料金メニューを提供している場合にあっては、需要家に対して、支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置を行い、その旨をホームページや料金明細書等で周知していること。

（注1）再生可能エネルギー電気卸供給を受ける小売事業者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合、当該別の小売事業者を含む全ての者が需要家への柔軟な対応を行っていること。

（事業廃止を決定している者等は含まない。）

（注2）申請者がさらに別の小売事業者に卸供給を行う場合にあっては、1. の申請をし、当該申請が承認された場合には、当該別の小売電気事業者に対して、卸供給料金の支払いに関する分割、猶予等の負担軽減措置を講ずる予定である旨を周知していること。

### （2）事業健全性要件

需要家に電気を安定的に供給する上で、健全な事業運営基盤を有していること。具体的には、以下のいずれにも当てはまるものでないこと。

（注3）

- ・本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること。
- ・本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上、営業利益、純利益額のいずれもが前期及び前々期に比して悪化していること。

（注3）事業開始後、2期以上の財務諸表がない事業者の要件については、昨年12月時点までの収支において、断続的に赤字を

計上していない，又は売上が改善していることとする。

(3) 事業継続性要件

1. の措置が講じられている間，一定の電力を調達する契約の締結等を行っていること。

3. 措置に係る申請の期間等

本措置の適用について申し入れを行った小売電気事業者の要件審査にかかる申請期間は，令和3年2月15日（月）から3月15日（月）までとして，その上で当省と協力して必要な措置を講ずることとし，審査に際して必要な提出書類の様式についても，当省と調整の上，別途定めること。

また，申請に係る審査については，当省と協議しながら実施すること。

なお，本措置を通じ，需要家等が柔軟な対応を広く受けられることが重要であるため，1. の申請が承認された小売電気事業者名については，一般送配電事業者から当省に情報を提供し，当省において公表する。

これを受け，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第18条第2項ただし書の規定に基づき，再生可能エネルギー電気卸供給約款以外の供給条件を設定したく特例承認申請するものであります。

以 上